



# 3月25日と4月1日の日曜日 市役所の窓口を開設します

転勤、就職、入学などで転入や転出が集中する3月下旬と4月上旬の日曜日に、市役所を開庁し、右記の窓口業務を行います。住所異動などの手続きを平日に行うことが困難な方は、ぜひこの機会をご利用ください。

日時3月25日と4月1日の日曜日、8時30分～17時  
 内容によっては、**手続きができない場合もありますので、ご了承ください。また、地区センターや市民サービスコーナーでは両日とも業務を行いません**

## 開設する窓口

課名	業務内容	問合せ
市民課	証明書などの発行、転入、転出など住所異動の受け付け	内線1034
収税課	収納、納税相談、納税通知書再発行	内線1071
保険年金課	住所異動に伴う国民健康保険、国民年金の手続き	内線1051
こども課	住所異動に伴う子ども手当などの手続き	内線1534
障害者福祉課	住所異動に伴う障害者の方の 手続き	内線1591
介護保険課	住所異動に伴う介護保険の 手続き	内線1551
学務課	住所異動に伴う転入学の 手続き	内線5655

## 平日の諸証明の発行について

窓口が混雑するこの時期は、証明書の発行に時間がかかります。住民票、戸籍、印鑑証明書や市税納税証明書などの発行は、お近くの地区センターや市民サービスコーナーでも受け付けていますので、ご利用ください。

**狭山男女共同参画社会推進市民会議委員を募集**  
 任期6月1日～26年5月31日  
 対象市内に引き続き1年以上お住まいで、ほかの審議会委員でなく、6月1日現在、20歳以上70歳未満の方 定員2名  
 申込み4月10日 までに持参  
 が郵送で応募用紙 自治振興課地区センター、公民館に用意。ホームページからダウンロード可と小論文、男女共同

**農業委員会委員一般選挙の立候補予定者説明会**  
 4月23日に農業委員会委員一般選挙を執行します。そこで、立候補予定者への説明会を開催します。  
 日時4月5日、10時30分から  
 場所市役所3階302会議室 問合せ選挙管理委員会事務局へ内線6061

情報ガイド

# 市 政

**固定資産の縦覧**  
 縦覧期間4月2日～5月31日、8時30分～17時土・日曜日、祝日(祝日を除く) 内容土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧  
 対象 平成24年度土地・家屋の固定資産税の納税者 納税者から同意を得た同一世帯の方 納税者から権限を委任された代理人の方 納税者本人は固定資産課税台帳名(寄帳)の閲覧も可 持参品本人確認ができる書類 運転免許

14  
 参画社会を実現するために必要なこと(1千字程度)を男女共同参画推進室へ内線2514

**公拓法の届出面積を変更**  
 4月1日 から、公有地の拡大の推進に関する法律(公拓法)に基づく届け出先が、埼玉県知事から狭山市長に変更されます。  
 このことに伴い、法第4条の届出義務の対象面積が、100㎡以上から200㎡以上に変更となります。  
 問合せ建築審査課へ内線2177

許証、健康保険証、納税通知書など、印鑑法人の場合は法人印か代表者印、代理人の場合は納税者からの委任状 問合せ資産課へ内線1122

## 市税 Q&A

**Q 原付バイク、軽自動車などの税金の基準日はいつですか**

原付バイクや自動二輪車、軽自動車などの税金、軽自動車税は、4月1日現在の所有者に1年分が課税されます。そのため、廃車に伴う登録の抹消や名義変更の手続きなどは、3月30日までに済ませましょう。使用していないとしても、車両の登録があると課税されますのでご注意ください。

問合せ 原動機付自転車・小型特殊自動車：市民税課へ内線1096 125  
 cc超の二輪車：埼玉運輸支局所沢自動車検査登録事務所へ 050 5540  
 2029 軽自動車：軽自動車検査協会所沢支所へ 049 258 8011

**A**

# 暮らす



## 高齢者住宅の改修費を助成

介護保険の給付を受けることができない65歳以上の方が、屋内の手すりの取り付けや段差の解消の工事などをする場合、その費用の一部を助成します。なお、着工前に申請

が必要となります。詳しくは高齢者支援課へお問い合わせください。

助成額工事費の半額で10万円を限度 持参品見積書など  
申込み4月11日、7月11日、10月10日、25年1月9日の水曜日、9時から年4回受け付け。

予算を超えた時点で締め切り(同課へ内線1572

## 不用品の登録制度

は無料、は応相談  
譲ります 五月人形 電動  
マッサージチェア  
譲ってください オムツパット(大人用SかMサイズ)  
ワイプロ 折りたたみ式ついたて 熱帯魚用小型水槽一式 電子辞書 ストープ  
ピアノ 入間川幼稚園の

制服と通園バッグ(Mサイズ) 電子ピアノ こたつ ベビーベッド 消毒用噴霧器(4以上) 電子ピアノ  
剣道用防具一式(大人用) 碁石、碁盤 ガスレンジ(プロパン用) そろばん 三輪自転車(大人用) エレクション

利用は市内在住の20歳以上の方に限ります。交渉は本人同士で行い、トラブルの際も対処してください  
問合せ・登録月/土曜日、9時~16時(祝日を除く)に不用品登録専用電話へ 2954 4953

## 4月6日~15日は

## 春の全国交通安全運動

4月は新入学・新入園の季節です。交通ルールに不慣れな子ども達が道路に飛び出したり、道いっばいに広がって歩いていたりすることがあります。運転者の皆さんは、通学路などでスピードを緩めるなど、思いやりのある運転を心がけてください。また、家庭でも、通学路をお子さんと一緒に歩いて道路の横断方法を教えるなど、正しい交通ルールとマナーを習慣づけ、家族みんなで悲惨な交通事故を防ぎ

## = 後期高齢者医療 = 高額な外来診療を受ける方へ

後期高齢者医療では、4月1日から高額な外来診療を受ける場合など、毎月の医療費が下記の表の金額を超える方は、被保険者証や限度額適用・標準負担額減額認定証を医療機関などの窓口で提示することで、外来受診でも一医療機関ごとに限り、限度額を超える分を窓口で支払う必要がなくなります。

このサービスは、今までの受診と同様に被保険者証を提示すれば受けられます。ただし、住民税非課税世帯の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請が必要です。すでに有効期限内の「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方の手続きは不要です。

### 事前の手続きと自己負担限度額

区分	事前の手続きなど	外来の自己負担限度額(月額)
一部負担金の割合が3割の方	申請不要	4万4千400円
一部負担金の割合が1割で住民税課税世帯の方	申請不要	1万2千円
一部負担金の割合が1割で住民税非課税世帯の方	「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を申請	8千円

同月内に複数の医療機関等を受診し上記の限度額を超えた場合には、後で高額療養費として戻ります

### 限度額適用・標準負担額減額認定証の対象 平成23年度住民税非課税世帯の方

### 申請・問合せ

被保険者証を持って高齢者支援課へ内線1574

日時4月10日、9時30分~16時(11時45分~13時を除く)  
場所市役所1階工  
ントランスホール 内容全血  
献血 持参品本人確認できる  
もの 問合せ健康推進課へ  
2956 8050



## 献血にご協力を

ましよう。  
県下統一重点目標 子どもと高齢者の交通事故防止 自転車の安全利用の推進 すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底 飲酒運転の根絶  
問合せ交通防犯課へ内線3691

引越しの手続きも電子申請で  
水道の使用開始届や粗大ごみの収集などの申し込みにも、インターネットを使った「電子申請・届出サービス」がご利用いただけます。利用するには、市のホームページからのアクセスが便利です。  
問合せ情報システム課へ内線5756